

6 里親として

社会的養護としての子どもの養育の質を保証するため、里親には里親として守るべき基準（里親が行う養育の最低基準）があります。具体的には子どもへの虐待の禁止、義務教育のほか必要な教育を受けさせること、健康管理、秘密の保持、記録の整備や県への報告などがあります。

7 子どもの紹介から委託まで

①マッチング

児童相談所は、子どもや里親家庭の状況などを検討し、子どもにとって最適な里親との組み合わせを選定します。

②委託の打診

児童相談所は、里親にその子どもの状況などについて説明し、委託が打診されます。

③面会

紹介を受けた里親は、一時保護所や施設に行って、職員の立会いのもとで子どもと初めての面会します。

④交流の開始

子どもが面会等で過ごす時間に慣れてきたら、徐々に外出、外泊とステップアップしていきます。

⑤委託

里親宅に宿泊を重ね、交流の様子を見ながら、児童相談所で適当と判断されたら委託が決定となります。

⑥委託解除

家庭引取り、満年齢（原則18歳）、養子縁組成立等の理由により委託が解除となります。

8 里親会について

里親制度の普及や里親同士の親睦などを目的とした里親を会員とする組織として、「島根県里親会」があります。

また、島根県内には4つの地区里親会があり、交流事業や研修等を行っており、里親としての養育技術の向上や相互援助のための大変な役割を担っています。

9 里親に関する相談

島根県内のお近くの児童相談所へお問い合わせください。

中央児童相談所 TEL 0852-21-3168 (松江市・宍道市の方)

・隠岐相談室 TEL 08512-2-9706 (隠岐郡の方)

出雲児童相談所 TEL 0853-21-0007 (出雲市・雲南市・仁多郡・飯石郡の方)

浜田児童相談所 TEL 0855-28-3560 (浜田市・大田市・江津市・邑智郡の方)

益田児童相談所 TEL 0856-22-0083 (益田市・鹿足郡の方)



さと おや 里親になりませんか

あなたを
必要としている
子どもたちがいます



さまざまな事情により、自分の家庭で生活することができない子どもたちが数多くいます。

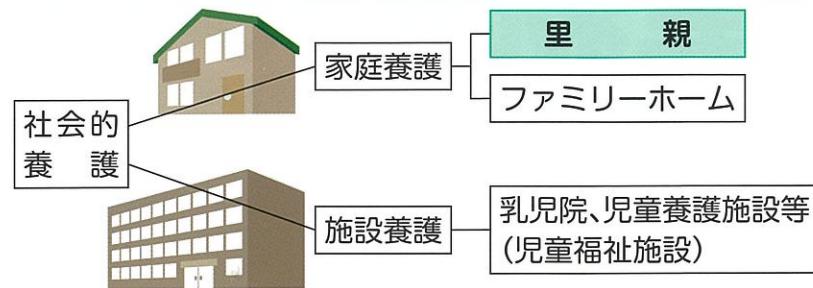
こうした子どもたちを、家族の一員として迎え入れて、家庭の中で、養育してみませんか。



里親制度とは？

1 里親の役割

里親とは、様々な事情により自分の家庭で生活できない子どもたちを、児童福祉法の規定に基づき、実親に代わって、家庭に受け入れ育てる制度です。



2 里親の種類

○養育里親

- 親と一緒に生活できるようになるまで養育する里親
- *基礎研修・登録前研修の受講が必要
- *養育する子どもは原則18歳未満
(場合により20歳まで延長可)

○専門里親

特に支援が必要と認められた児童を専門的な知識を持って養育する里親

- ①虐待等により心身に有害な影響を受けた子ども
- ②非行等の問題を有する子ども
- ③障がいのある子ども

◇養子縁組里親

養子縁組によって、養親となることを希望する里親
*基礎研修・登録前研修の受講が必要

◇親族里親

親の死亡・行方不明などの事情により両親に代わって子どもの扶養義務者及び配偶者である親族(祖父母・きょうだい等)が養育する里親

3 里親の要件等

【里親の要件】

- 子どもの養育について理解と熱意と愛情を持っていること。
- 里親を希望する者及びその同居人が、**欠格事由**に該当しないこと。
- 経済的に困窮していないこと。(親族を除く)

【その他 里親として望ましいこと】

- ◇心身ともに健全であること。

欠格事由等

- 禁固刑以上の実刑が終わるまでの者(含執行猶予)
- 児童福祉法ほか罰金刑が終わるまでの者(含執行猶予)
- 児童虐待ほか児童の養育に関し著しく不適当な行為をした者
- 暴力団関係者

4 里親の養育費負担

子どもの生活費、教育費、医療費などが支給され、子どもが事故にあった場合などの補償もあります。
また、**養育里親(含専門里親)**には、里親手当が支給されます。

***養子縁組里親、親族里親**には里親手当の支給はありません。

5 里親の申請から登録までの流れ

